六　成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七　成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八　地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九　前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十　成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一　家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章　成年後見制度利用促進基本計画

第十二条　政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2　成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　成年後見制度の利用の促進に関する目標

二　成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、成年後見制度利用促進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5　前二項の規定は、成年後見制度利用促進基本計画の変更について準用する。

第四章　成年後見制度利用促進会議

（設置及び所掌事務）

第十三条　内閣府に、特別の機関として、成年後見制度利用促進会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

2　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　成年後見制度利用促進基本計画の案を作成すること。

二　成年後見制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三　前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、成年後見制度の利用を促進するための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3　会議は、次に掲げる場合には、成年後見制度利用促進委員会の意見を聴かなければならない。

一　成年後見制度利用促進基本計画の案を作成しようとするとき。

二　前項第三号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

（組織等）

第十四条　会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官

二　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三　法務大臣

四　厚生労働大臣

五　総務大臣

六　前各号に掲げる者のほか、関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が指定する者

4　前三項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　成年後見制度利用促進委員会

（設置）

第十五条　内閣府に、成年後見制度利用促進委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議すること。

イ　成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ　成年後見制度の利用の促進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

二　内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

（資料の提出要求等）

第十六条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（組織）

第十七条　委員会は、委員十人以内で組織する。

2　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第十八条　委員及び臨時委員は、成年後見制度に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。